

令和5年度京都市建築物の太陽光発電設備等 上乗せ設置促進事業補助金

申請期限：令和6年1月31日（水）17時（ただし、予算額に達した時点で交付申請の受付を終了します。）

京都市地球温暖化対策条例に定める基準を超えて
太陽光発電設備を設置する場合に、その設置費用を支援！

補助対象設備及び補助金額

【太陽光発電設備】



1kW当たり **5万円**

※地球温暖化対策条例の基準を1kW以上超えて設置する場合のみ

- ア. 設備導入量に補助率（5万円）を乗じた額
- イ. 上乗せ分の設備を設置する費用
- ウ. 補助上限900万円
- ア、イ、ウのいずれか低い額

【蓄電池】



1kWh当たりの導入費用の **1/3**

※本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時設置し、同時申請する場合のみ

- ア. 設備を設置する費用の1/3
- イ. 設備導入量に以下の価格を乗じた額
家庭用：5.1万円/kWh 業務用：6.3万円/kWh
- ウ. 補助上限100万円（災害時に地域で電力を提供する場合は、200万円）
- ア、イ、ウのいずれか低い額

※詳細の要件については、京都市HP上に掲載の本事業の要綱等を御確認下さい。（裏ページ参照）

補助対象者

- (1) 京都市内に**新增築する特定建築物及び準特定建築物**において、**太陽光発電設備を地球温暖化対策条例に定める基準量を超えて設置する**民間事業者または個人
- (2) (1)に付帯して**蓄電池を設置する**民間事業者または個人

補助対象期間

- (1) 補助対象設備に関する**工事請負契約の締結日が令和4年5月30日（月）以降**であること。
 - (2) 補助対象設備の工事を、令和5年度に着手し、令和6年3月15日又は令和6年4月1日から令和7年3月15日までに完了したうえで、実績報告を提出できること。
- なお、令和6年4月1日以降に工事が完了する場合は、令和5年度内に事業開始承認申請を行うこと。（裏ページ参照）

【太陽光発電設備】

補助額例

(1kW当たりの設置費25万円で算出)	義務量	設備導入量	上乗せ導入量	導入コスト総額（円）	上乗せ導入分コスト（円）	補助額（円） (上限額：900万)
準特定建築物 (延べ床面積300m ² 以上、2,000m ² 未満)	3kW	6kW	3kW	150万	75万	30万
特定建築物 (延べ床面積2,000m ² 以上)	16kW	18kW	2kW	450万	50万	50万*
	45kW	200kW	155kW	5,000万	3,875万	900万

※ 設備導入量に1kW当たりの補助率（5万円/kWh）を掛け合せた額が上乗せ導入コストを上回る場合は、上乗せ導入コストが補助額となります。

【蓄電池】

	設備導入量	導入コスト総額（円）	1kWh当たりの導入コストの1/3（円）	1kWh当たりの補助上限額（円）	補助額（円） (上限額：100万)
家庭用蓄電池（4800Ah・セル未満）	4kWh	150万	12.5万	5.1万	20.4万
業務用蓄電池（4800Ah・セル以上）	10kWh	180万	6万	6.3万	60万
		200万	6.6万		63万*
	25kWh	350万	4.6万	100万	

※ 1kWh当たりの導入コストの1/3が1kWh当たりの補助上限額を上回る場合は、1kWh当たりの補助上限額に設備導入量を乗じた額が補助額となります。

申請・お問合せ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話：075-222-4555

e-mail：ene@city.kyoto.lg.jp

受付時間：平日 9:00～17:00

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地



一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）

電話：075-334-5277

e-mail：eco2050@kyoto-kenchiku.com

受付時間：平日 9:00～17:00

住所：〒603-8163

京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階

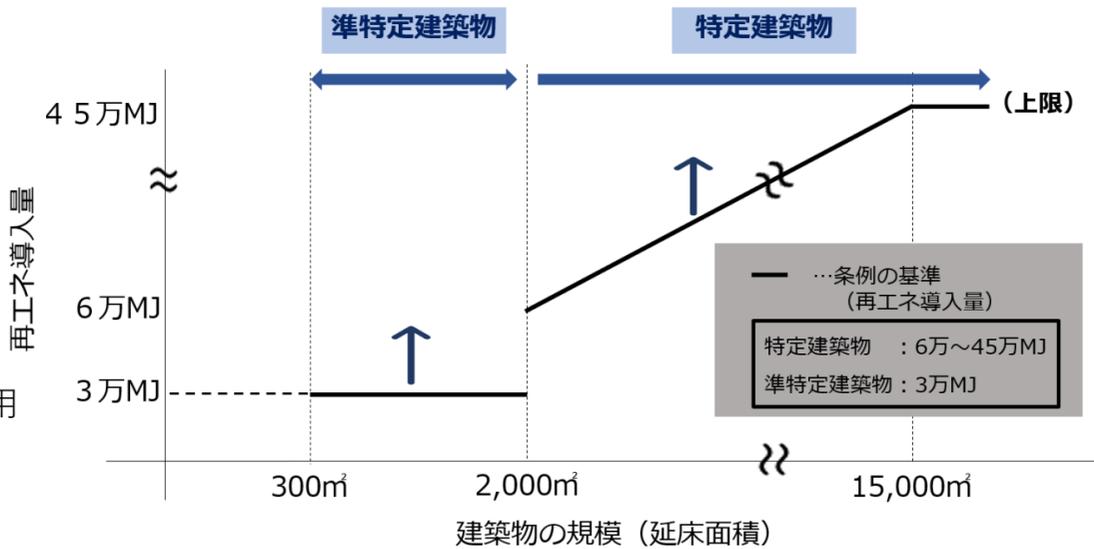
制度概要

京都市では京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築又は増築時に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備を設置するよう義務付けています。

本事業は、条例の基準（右図）を超えて太陽光発電設備を設置しようとする場合に、設置費用を支援します。

また、本補助金で導入する太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置される場合には、その設置費用も支援します。

詳細は、京都市情報館内本事業のホームページを御覧ください。



【太陽光発電設備導入要件】

補助率	5万円/kW ※ 補助上限額：900万円 かつ、設備の上乗せ導入分の設備設置費用以内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 京都市地球温暖化対策条例の基準を1kW以上超えて太陽光発電設備を設置すること。 FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。 補助対象設備で発電した電力量の一定割合以上を自家消費すること（業務用：50%，家庭用：30%）。

【蓄電設備導入要件】

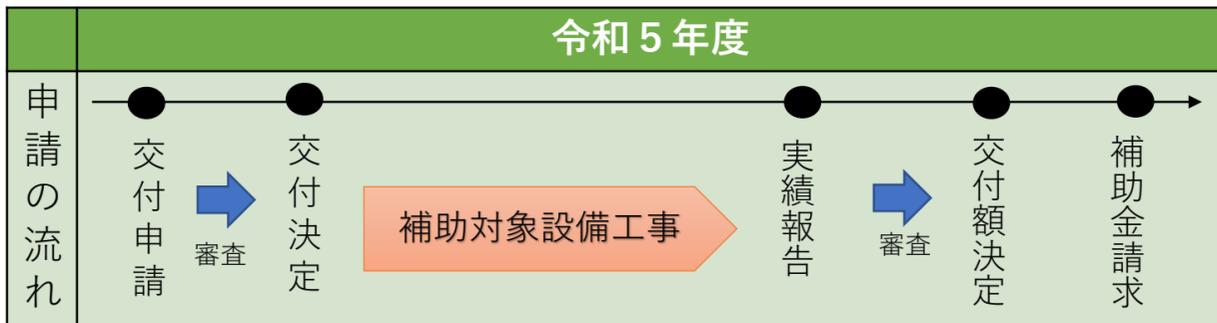
補助率	1kWh当たりの導入費用の1/3 ※ 補助上限額：100万円（ただし、災害時に地域で電力を提供する場合は、上限200万円） かつ、家庭用蓄電池：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3（5.1万円/kWh）以内 業務用蓄電池：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1/3（6.3万円/kWh）以内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として設置すること。 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

申請の流れ

申請方法

電子メールまたは郵送 ※原則、電子メールで申請してください。

(1) 令和6年3月15日までにで工事が完了する場合



① 交付申請受付期間

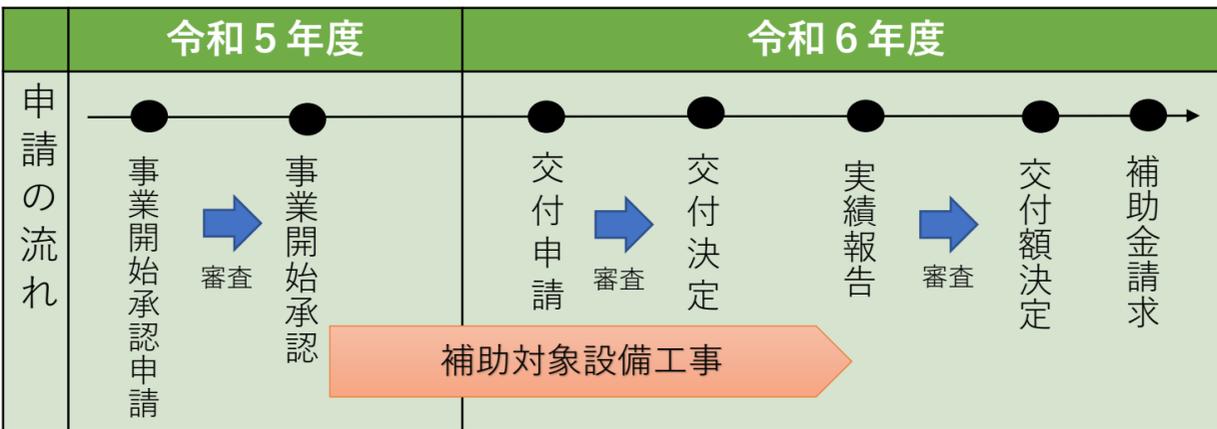
令和5年4月10日（月）～
令和6年1月31日（水）必着
（ただし、予算額に達した時点で受付終了）

② 実績報告提出期限

補助対象設備の工事完了日から60日以内又は
令和6年2月29日（木）のいずれか早い日まで

※ 補助対象設備の工事が令和6年3月1日から令和6年3月15日までに完了する場合には、令和6年3月15日まで

(2) 令和6年4月1日から令和7年3月15日までに工事が完了する場合



① 事業開始承認申請受付期間

令和5年4月10日（月）～
令和6年1月31日（水）必着

② 交付申請受付期間及び実績報告提出期限

令和6年度の受付期間及び提出期限に準ずる

※ 1 不備等があった場合は、審査を行う京都市及び一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）から連絡をさせていただく場合があります。

※ 2 事業開始承認は、次年度の交付決定を保証するものではありません。

申請にあたっての留意事項

○当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては要綱や申請の手引等を御確認下さい。

○補助対象設備の設置完了後60日以内の実績報告書を提出する必要があります。

補助金は、実績報告書に係る審査及び調査等により補助額を決定した後に交付します。

詳しい要件や申請書の様式については京都市情報館を御確認ください。

京都市 太陽光 上乗せ

検索



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

